

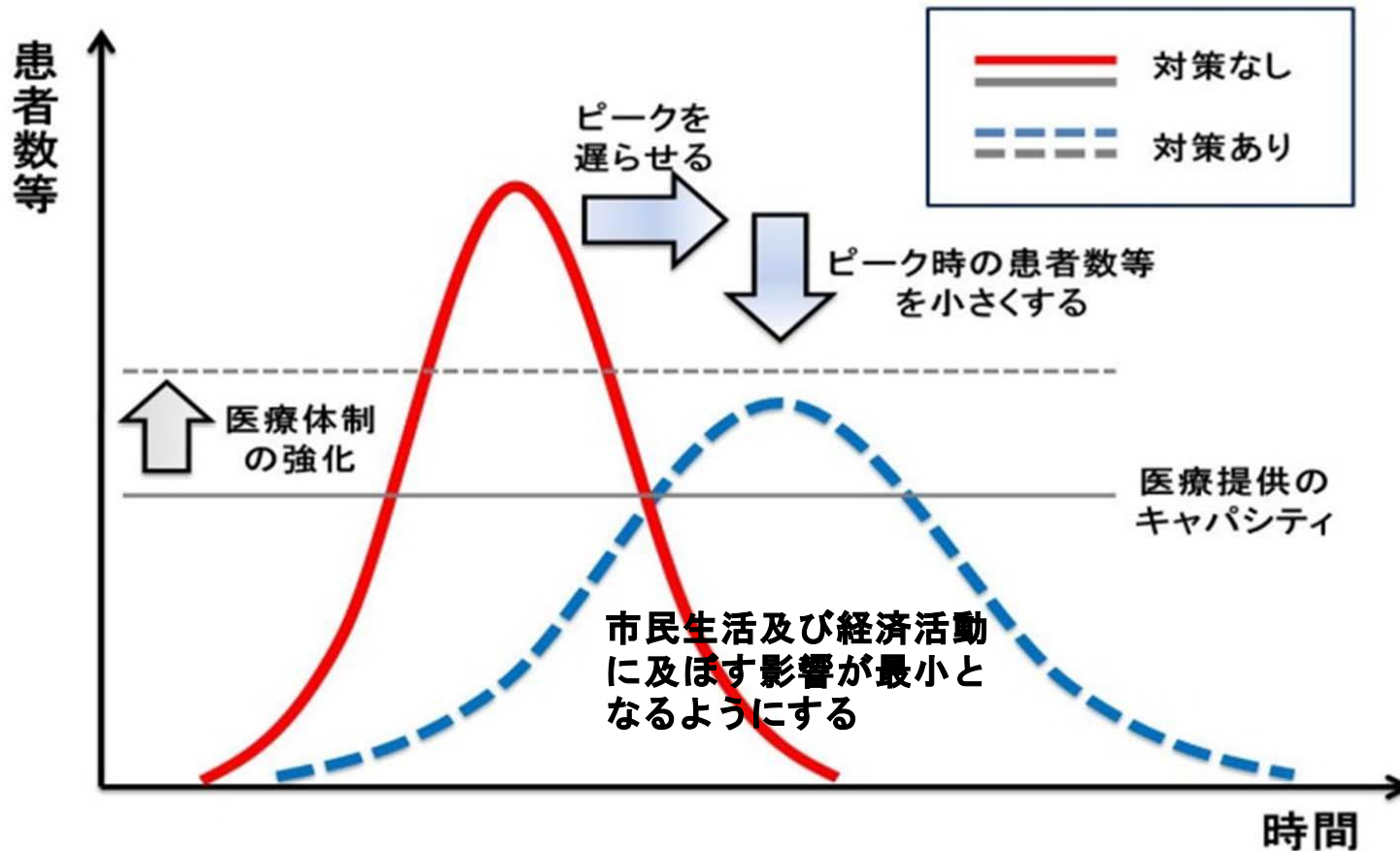
中津市新型インフルエンザ等対策行動計画

ダイジェスト版

- 新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく、中津市の行動計画です。
感染拡大を可能な限り抑制し、市民の生活に及ぼす影響が最小となるように、対策を推進します。

<対策の効果 概念図>

(政府行動計画より)



【中津市における患者数の試算】

○ 発病率: 全人口の25%

○ 医療機関受診患者数 8,900人～17,100人

○ 入院患者数 360人～1,350人

○ 死亡者数 110人～430人

米国疾病管理センター
推計モデルより

●各段階ごとの対応を計画にそって取り組みます

	危機管理組織	情報の収集及び提供・共有	予防・まん延防止	市民生活及び地域経済の安定の確保
<p>未発生期</p> <p>新型インフルエンザ等が発生していない状態</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・新型インフルエンザ発生時の危機管理体制を確認する。 	<ul style="list-style-type: none"> ・新型インフルエンザに関する情報提供を関係団体等に対し、どこにどのような手段で行うのか検討する。 ・相談窓口の設置の準備をする。 	<ul style="list-style-type: none"> ・基本的な感染対策の普及をはかる。 ・予防接種を速やかにおこなう体制を整備する。 	<ul style="list-style-type: none"> ・要援護者に対する生活支援について、具体的な手続きを決める。 ・医薬品などの物資や資材を備蓄する。 ・埋火葬の円滑な実施にむけた体制を整える。
<p>海外発生期</p> <p>海外で新型インフルエンザ等が発生した状態</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・新型インフルエンザ発生時の危機管理体制を再確認し、市の初動対処方針について協議する。 	<ul style="list-style-type: none"> ・関係部所管の情報共有体制を確認し、必要な情報を共有する。 ・市民相談窓口設置の準備を始める。 	<ul style="list-style-type: none"> ・市民が混乱しないよう正確な情報を提供するとともに、基本的な感染対策を実践するよう促す。 ・予防接種体制の整備を進める。 ・県の医療体制の整備に協力する。 	<ul style="list-style-type: none"> ・電話相談窓口の設置について体制を整える。 ・要援護者への支援が速やかにおこなえるよう準備を進める。 ・埋火葬の円滑な実施にむけた体制を整える。
<p>県内未発生期</p> <p>県内で新型インフルエンザ等の患者が発生していない状態</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・新型インフルエンザ等対策調整会議を設置する。必要に応じて市対策本部を設置する。 	<ul style="list-style-type: none"> ・国県が発信する国内外の情報を収集し、市民に対してわかりやすく提供する。 ・状況に応じて相談窓口を設置する。 	<ul style="list-style-type: none"> ・基本的な感染対策、感染拡大防止策を徹底するよう周知する。 ・国の決定に基づき、迅速に予防接種を行う。 ・県の医療体制の整備に協力する。 	<ul style="list-style-type: none"> ・電話相談窓口を開設する。 ・要援護者への支援が速やかにおこなえるよう準備を進める。 ・火葬能力の調査を行う。
<p>県内発生早期</p> <p>県内で新型インフルエンザ等の患者が発生しているが、全ての患者の接触歴を疫学調査で追える状態</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・必要に応じて市対策本部を設置する。 	<ul style="list-style-type: none"> ・国県が発信する国内外の情報を収集し、市民に対してわかりやすく提供する。 ・個人レベルでの感染対策や、り患した場合の対応(受診の方法等)を周知する。 ・市民相談窓口の体制の充実強化をはかる。 	<ul style="list-style-type: none"> ・基本的な感染対策、感染拡大防止策を徹底するよう周知する。 ・国の決定に基づき、迅速に予防接種を行う。 ・県の医療体制の整備に協力する。 	<ul style="list-style-type: none"> ・電話相談窓口を設置する。 ・必要に応じた要援護者への支援を実施する。 ・埋火葬の円滑な実施に努める。
<p>県内感染期</p> <p>県内で新型インフルエンザ等の患者の接触歴が疫学調査で追えなくなった状態</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・必要に応じて市対策本部を設置する。 	<ul style="list-style-type: none"> ・国県が発信する国内外の情報を収集し、市民に対してわかりやすく提供する。 ・個人レベルでの感染対策や、り患した場合の対応(受診の方法等)を周知する。 ・市民相談窓口の体制の充実強化をはかる。 	<ul style="list-style-type: none"> ・基本的な感染対策、感染拡大防止策を徹底するよう周知する。 ・予防接種を行う。 ・県の医療体制の整備に協力する。 	<ul style="list-style-type: none"> ・電話相談窓口を継続する ・必要に応じた要援護者への支援を実施する。 ・埋火葬の円滑な実施に努める。
<p>小康期</p> <p>新型インフルエンザ等の患者の発生が減少し、低い水準でとどまっている状態</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・市内の流行状況を踏まえ、市対策本部の縮小解散を検討する。 ・流行の第二波に備える。 	<ul style="list-style-type: none"> ・第一波の終息と第二波発生の可能性やそれに備える必要性を情報提供する。 ・状況を見ながら市民相談窓口の体制を縮小する。 	<ul style="list-style-type: none"> ・流行の第二波に備え、予防接種をすすめる。 	<ul style="list-style-type: none"> ・市内の状況を踏まえ、緊急事態措置を縮小中止する。